

保護司になりませんか？

問合せ 社会福祉課庶務係内 112



保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域の保護司会に加入し活動します。西多摩保護司会羽村分区分の保護司は、欠員補充が求められています。関心のある方はぜひ、問い合わせてください。



▲市公式サイト

保護司ってどんな活動をしているの？

▶保護観察の支援

保護観察所と連携し、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための指導・生活上の助言や就労の援助などを行い、立ち直りを助けます。

▶生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の帰住先の調査・引受人との話し合い・就職の確保など、必要な受入態勢を整えます。

▶犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、羽村市では啓発活動として、駅頭広報活動、“社会を明るくする運動”羽村市大会、作文コンテスト、市内学校訪問、はむら市民と産業のまつりへの参加などを行っています。



▲ホゴちゃんも一緒に活動します



▲駅頭広報は市内の中学生と一緒に活動しています



▲市役所ロビーでの展示の様子



西多摩地区保護司会
会長
中野 修さん

「仲間に支えられて活動しています。」

保護司は、全国で 46,000 人います。保護司の定員は 52,500 人と決められていますが、年々初任保護司の人数が減少していて、羽村分区分の保護司数も減少しています。

保護司の前職を見てみると、公共団体職員、会社員、商業・工業・農業・水産業、お坊さん、主婦などさまざまな職業の人が保護司として、犯罪・非行を犯した人の更生のお手伝いをしています。

皆さんが保護司に関心をもっていただき、仲間になってもらえるように、我々も努力します。



西多摩地区保護司会
羽村分区分長
荻原 稔さん

「一緒に活動しませんか？」

私は、保護司になって 9 年目になります。長く特別支援学校の教員をしてきました。保護司の仲間の皆さんには、会社経営者や公務員、その他いろいろな経歴をお持ちの方がいます。立ち直りを支える保護観察には、人生のどんな経験も役立ちます。そして、対象者となる方たちのいくつもの困難に立ち会うことを通じて、自分自身の学びを重ねることができます。

ぜひ、このボランティア活動にご理解をいただき、仲間に加わってくださることをお待ちしております。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時。
申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

お知らせ

学び

青梅・羽村ピースメッセンジャー事業 派遣報告会

市では、青梅市との共催で「ピースメッセンジャー事業」を行っています。

市内の中学生を被爆地の長崎に派遣し、現地ですんだこと・感じたことを発表します。



▲市公式サイト

日時 8月16日(日)午後1時30分～3時
会場 プリモホールゆとりぎ小ホール
問合せ 総務課総務係内 348

夏だ！親子で学ぶ！ つくってわかる！ソーラー電池教室

ソーラー電池の仕組み、製造方法、モリットを学び、ソーラー電池を搭載したプラモデルを組み立てます。

日時 8月20日(木)午前10時～11時30分
会場 プリモホールゆとりぎ学習室2
対象 市内在住・在学の小学校4～6年生(保護者同伴)

定員 10組程度(申込順)
持ち物 筆記用具、ニッパー、やすり(持っている方)
講師 京セラ(株)

申込み 8月1日(土)午前9時～18日(火)午後5時に、申込フォームから
問合せ 環境政策課内 227



▲申込フォーム

助成

暮らし

学び

羽村市認知症月間映画上映会 ペコスの母に会いに行く

認知症があっても、住み慣れた地域で安心して暮らすために、自分たちができることを一緒に考えてみませんか？

日時 9月5日(土)午後2時～4時(開場・午後1時30分)

会場 プリモホールゆとりぎ小ホール
対象 市内在住・在勤の方
定員 90人(申込順)

申込み・問合せ 8月3日(月)午前8時30分～9月4日(金)午後5時に、申込フォームまたは電話で、高齢福祉介護課介護予防・地域支援係内 197へ



▲申込フォーム

就学義務猶予免除者等 中学校卒業程度認定試験

病氣などやむを得ない事情により、義務教育の猶予または免除を受けた子どもなどに、中学校卒業者と同等以上の学力があるかを認定するために国が試験を行います。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

※受験資格など詳しくは、文部科学省ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

問合せ 学校教育課事務係内 358



▲文部科学省ウェブサイト

羽村市での創業を応援します！

創業支援補助金（二次募集）

羽村市での創業を支援するため、創業に要する経費の一部を補助します。

対象 市内で新たに創業する方、創業後 5 年未満の方、第二創業を行う方

※市外在住の方も対象

※フランチャイズ契約による創業は対象外

補助率・上限額 対象経費（税抜）の 3 分の 2、上限 50 万円（補助対象者またはその従業員などが市に移住し、1 年以上定住する場合、上限 60 万円）

申請期間 8 月 14 日(金)～9 月 15 日(火)、必要書類を直接、市役所西分室 2 階産業振興課へ

※交付決定時期は 10 月中旬を予定

○助成対象経費・審査方法など詳しくは、市公式サイトを確認するか問合せください。



▲市公式サイト

令和 8 年度第 2 回創業支援セミナー

夢をカタチに！創業者のための事業計画作成セミナー

ビジネスアイデアを具体的な内容に落とし込んでいき、事業計画の実現性を高め、説得力のある形に仕上げていく方法を学びます。

日時 8 月 29 日(土)午前 10 時～正午

会場 産業福祉センター 2 階 i ホールまたはオンライン (ZOOM)

対象 創業者・創業希望者

定員 20 人(申込順)

講師 坂田 康一さん (TOKYO 創業ステーション・プランコンサルタント、中小企業診断士)

申込み 8 月 27 日(木)午後 5 時までに、市公式サイト内の申込フォームまたは電話で、産業振興課商工観光係へ



▲市公式サイト

★創業支援コーディネーターに事業計画書作成の相談ができるほか、上記セミナーでも事業計画書作成について学ぶことができます

問合せ 産業振興課商工観光係内 657